

制度機構専門委員会

主 査 藤 内 和 光

当委員会では、次の3事項について調査・検討を加え、その報告をもって、今後の宗門のあり方への提言の一つとしたい。

1. 選挙制度について

この課題については、これまでも何度も俎上に挙げられてきたが、なかなか改正が進まない中、改正可能な事項を明確にし、全委員が合意に達した事項については改正案を議員発議したいという観点からの検討を行った。

なお、この制度を見直すにあたっての視点は、宗政参加の実を上げるうえから、有権者が投票権をできるだけ行使し易くすること、そして宗議会及び教区会議員選挙を宗門に対する関心と意識の喚起の機会とすることとした。

①投票時間の延長・拡大

投票時間「午前8時から午後6時」を2時間延長して、午後8時までとする。

開票作業が遅れる、立ち会い人の負担が増加するということが考えられるが、それらのことを考慮しても是非改正せねばならないと一致した意見。次の議会への議員発議を目指したい。

②郵便投票の拡大

宗務役員もしくは病気であることしか、認められていない郵投を、拡大して、仕事・学業等で投票に行けない人にも開くべきという意見あり。

③投票区の見直し

有権者が自身の投票区から離れて居住している場合、居住している教務所で投票できるようにする。

この件については、検討すべきことが他にも多くあるという意見があり合意に至らず。

④選挙人の現住所の選挙人名簿への記載と、立候補予定者への名簿情報の供与について

現住所の把握の必要性は一致するところであったが、一定期間閲覧が可能であり公開されていることから、立候補予定者であるからと、選挙人名簿の情報を供与することには、問題ありという意見と、是非供与すべきという意見あり。

⑤戸別訪問による選挙運動の解禁について

戸別訪問は、候補者が意見や考えを伝え、同時に有権者が宗門に対する要望や疑問をぶつけるという大変有意義な機会である。金品の授受等による不正に対しては厳罰化を図ることで臨んではどうか。

⑥ 教区会議員選挙における選挙権・被選挙権の拡大について

教区会議員選挙の選挙権・被選挙権を有教師に拡大すべきという議論のところで、「住職の同意」の要件がネックとなり、議論が平行線をたどり、それ以上深まらなかった。

2. 「会派制」について

ここでは、「会派制」という表現をとるがそれが適当であるのか、よく分からない。なぜなら、会派は現前としてあり、大いにその存在感を議会で発揮しているが、条例や規則にその根拠を持たないからである。部属制がそれだと指摘される方もあるかと思うが、部属制は、単に4部なら4部に分けること以上でないはずである。会派と部属は決して同一ではないと思われる。

かつて、「宗門のカタチ」に関しての理念において、お互いに相容れない人たちが、それぞれ会派を形成して議員活動を展開したことがあった。

しかし、今ある三派の依って立とうとするところは、同朋社会の顕現を宗門の存立意義とする現宗憲であり、そこには明確な対立軸がないのではないか。明確な対立軸が無いにも関わらず、一端会派に所属すると、会派への帰属意識が、実体のない対立意識を自ら生み出してしまう。あたかも依って立つところが異なっているという錯覚こそが会派を存続させている正体なのかも知れない。

そこで、「会派制」について検討を加えるにあたり、それが、議員個人にとって如何なるメリットとデメリットがあるのか。同様に、大谷派議会にとって、そして大谷派宗門にとってはどうなのかという設問を立てて意見交換を試みた。

「会派制」による

○議員としてのメリット：様々な意見や考え方を学ぶ場となる。親交が深まる。

デメリット：会派を超えての交流が疎遠。

○議会としてのメリット：進行がスムーズに運び、迅速に運営できる。安定した議会運営ができる。

デメリット：審議が十分に深められ、確かめられるということがない。

可決を前提とするような委員会審議は、力が入らない。

○宗門としてのメリット：反対意見からその課題の持つ問題性を知りうる。

デメリット：会派間の違いが明確にならない中で、ただ対立の構図だけが強調される。

等の意見が出された。

- 次に、議論の中で出された意見を列挙すると、
- ①与党は内局を支えると言うが、そのことと行政に無批判であるということが不分明になってはいないか。
 - ②提出予定議案について、議案提出前に与党でも審議されることがなかったという事例が挙げられた。そういう議案が可決されていく時、一体議会のどこがその議案に対して責任を取れるのか。
 - ③議会は行政の追認機関でしかないという意見あり。
 - ④会派は議会においては、必然という意見、仕方がないという意見あり。

(主査所見)

会派解消という主張は、今に始まったことではない。しかし、その主張に対しては、理想論であるとか、非現実的であるとか、あるいは甘いと、冷笑と共に無視されてきたのではないか。しかし、会派を前提とする現実とは何か。

問題は、大谷派宗門にとって、大谷派議会にとって、「会派制」は、有効であり、有益に機能しているのかどうかという一点に立って考えたい。

我々は、すでに会派があるところで、議員となり、議員活動をしてきた。そのため、会派がないところでの議会運営、あるいは議員活動をイメージできないでいるのかもしれない。

そこで、こういう議会のあり方をイメージしてはどうだろうか。文字通り部属制をひき、例えば、65名を4部に割り振りし、それぞれが、教学・教化、財務、制度・機構、同朋社会等の課題を担当し、2年なら2年を期限とし、それぞれ関係部署との連携を密にし、その課題に関わる予算や関係条例についても、事前に調整・協議を図る。議会にあたっては、部長会議が運営方針を取り決める。同じ部属で共に切磋琢磨することで、その部属が学習・研鑽の場となる。

会派があることが、必然である、あるいは仕方がないと思惑停止に陥るのではなく、なぜ、会派が必要なのかを問う機会となることを願う。

3. 教区・組の改編に係る議員定数の削減及びその試算について

現在、教区・組の改編に向けて精力的に作業が重ねられているが、改編委員会が提案している15教区改編試案により、議員定数に変更なしの65名、あるいは50名に削減した場合の改編後の各教区の議員定員を経常費御依頼持ち分率、門徒指数、更に有教師数に依拠する場合の試算を下記に記す。

(門徒指数・有教師数については、15教区改編試案による数字ではなく、現在の教区の数に基づいている)

【議員数（65・50人）を15教区改編試案の経常費御依頼持ち分率で配分した場合】

	議員数 65 人	議員数 50 人
北海道	5.00	3.85
奥羽・山形・仙台	3.31	2.51
東京	5.64	4.33
三条・高田	3.73	2.87
富山・高岡	3.48	2.78
能登・金沢・小松・大聖寺	6.23	4.79
福井・長浜	2.61	2.00
高山・岐阜	2.56	1.97
大垣・三重	3.48	2.68
岡崎	3.63	2.79
名古屋	7.73	5.95
京都	3.15	2.43
大阪	5.48	4.22
山陽・四国	2.71	2.09
日豊・久留米・長崎・熊本・鹿児島	6.34	4.88
合計	65.08	50.14

【議員数（65・50人）を15教区改編試案の門徒指数で配分した場合】

	議員数 65 人	議員数 50 人
北海道	6.41	4.93
奥羽・山形・仙台	4.10	3.16
東京	6.44	4.96
三条・高田	4.95	3.81
富山・高岡	2.65	2.04
能登・金沢・小松・大聖寺	4.35	3.35
福井・長浜	1.74	1.34
高山・岐阜	2.25	1.73
大垣・三重	2.45	1.88
岡崎	4.05	3.11
名古屋	7.14	5.50
京都	2.53	1.95
大阪	4.17	3.21
山陽・四国	2.48	1.91
日豊・久留米・長崎・熊本・鹿児島	9.24	7.11
合計	64.95	49.99

※組の編入は含まれていない

【議員数（65・50人）を15教区改編試案の教師数で配分した場合】

	議員数65人	議員数50人
北海道	4.08	3.14
奥羽・山形・仙台	2.91	2.24
東京	3.88	2.99
三条・高田	5.34	4.11
富山・高岡	3.40	2.61
能登・金沢・小松・大聖寺	6.55	5.04
福井・長浜	3.73	2.87
高山・岐阜	2.64	2.03
大垣・三重	4.62	3.56
岡崎	3.34	2.57
名古屋	5.75	4.42
京都	4.58	3.52
大阪	4.71	3.62
山陽・四国	2.86	2.20
日豊・久留米・長崎・熊本・鹿児島	6.62	5.09
合計	65.01	50.01

※組の編入は含まれていない

※教師数は2011年7月1日現在

以 上